

【ご参考】 ジャーナリスト坂本 衛の主張（※個人的見解です）

主張その1●放送法関連条文の解説（2014年11月30日 坂本 衛）

もちろん放送法には「放送局は政治的に中立でなければならない」などという馬鹿げたことは書いてない。政治な「公平中立」も求めている。放送番組の編集に際して放送局（放送事業者）に求められるのは、第二章第四条第二項の「政治的に公平であること」だ。そして、これは政治的な公平中立をまったく意味しない。

まず、第一章第一条から、放送法の「放送を規律し、健全に発達させる」という目的を推進する際の大原則は、次の三つであることがわかる。

- (1) 放送が最大限普及され効用を発揮することの保障
- (2) 放送の不偏不党、真実・自律の保障による、放送による表現の自由の確保
- (3) 放送関係者の職責明確化による、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

主語が書いてないから誤解する者が多いが、たとえば(2)の不偏不党は放送局の義務ではない。では、「保障する」や「確保する」や「するようにする」のは誰かといえば、直接的には放送法を作った国会（国会議員）や、放送法を運用する日本政府（内閣や総務省その他）である。間接的には、国会に代表者を送り込み、この放送法を持つ社会を是としている日本国民である。

もちろん放送局が、放送による表現の自由を追求したり、健全な民主主義の発達に質する放送を流すのは当然だ。しかし、放送局（放送事業者）は放送法によって規律される存在（客体や対象）であって、放送法の大原則を保障したり確保したりする「主体」ではない。これは、日本国憲法第二十三条に「学問の自由は、これを保障する」とあるからといって、保障するのが教育事業者とはいえないのと同じことだ。

さらに、第一条第二項の「放送の不偏不党、真実及び自律」は、「放送局の不偏不党や中立」を、まったく意味しない。これは、「ある国の放送が特定政党支持に偏ってはダメであり、放送は真実を伝えるべきで、しかも自律しているべきだ」という意味である。たとえばヒトラーのナチスの宣伝ばかり流した戦前のドイツの放送はダメ、大本営発表ばかり流した戦前の日本放送協会（現NHK）のラジオ放送もダメ、というのが放送法の趣旨なのだ。

放送法に「中立」という言葉がまったく出てこないのは、放送法が放送にも放送事業者にも「中立」（＝互いに対立するものから距離を等しく取り、どちらにも与しないこと）を求めているからである。そもそもつねに中立を維持しつづけるジャーナリズムなど、存在意義がない。

たとえば、ある言論報道機関が政権与党と野党のちょうど中間に位置していたとして、一方がある方向に極端にブレたら、中間点（中立である場所）はその方向にブレ幅の半分移動するわけだ。与党にであれ野党にであれ、いちいち引きずられて立ち位置を変えるジャーナリズムなど、誰も求めている。それは「他律」だから、「放送の自律」を謳う放送法に反している。極論すれば、放送局に中立を要求することは「放送法違反」なのだ。

そもそも、新しくイスラム国が登場したら、もぞもぞとそっちよりに移動するジャーナリズムなんて要らない、としかいいようがなかろう。そんな中立などクソ食らえである。

放送法第一章第一条に「健全な民主主義の発達」という言葉があることから、たとえば、ある政党が一党独裁を目指して健全な民主主義の発達と逆方向に進みはじめたら、日本の放送は、放送局を挙げてその動きに抵抗してよいのである。それが放送法に書いてあることだ。

今回、自民党が在京キー局に送ったお願い文書は、以上のような放送や、放送法に関する基本的な知識に欠けた、きわめた愚劣なものである。放送局は、こんなものにビビる前に、自らを規律する放送法を一から読み直すべきである。

主張その2●放送法の求める「政治的公平」とは何か？（2014年11月30日 坂本 衛）

メディアからの批判を回避したいため、メディアに「中立」を求める者は、放送法に出てくる「政治的公平」に勝手に「中立」という言葉を足して、メディアに「政治的な公平中立」を求めることが、よくある。これはインチキである。

「中立」という考え方や概念が、まっとうなジャーナリズムと相容れないことは、すでに述べた。もちろん意味不明な「公平中立」という言葉も、ジャーナリズムとは相容れない。しかし、放送法は放送局に「政治的な公平」を求めている。これは何なのか？

たとえば、街頭インタビューで10人に話を聞いたとして、内閣支持率にほぼ比例する与党支持4～5人、野党支持や支持なし6～5人という比率で放送することが、放送事業者に要求される政治的な公平だろうか？

「公平」は、偏りなくどれも同じようにあつかうという意味だから、差別せずにやるという意味の「平等」に近い。少なくとも、どちらの味方もしないという意味の「中立」とは、まったく異なる概念である。

ある政治討論番組が主要6政党の代表6人を呼び、ジャスト5分ずつ語らせれば、これは公平だろう。では、集団的自衛権の問題で、与党と野党を代表する軍事問題に詳しい政治家2人を呼び討論させたら、公平か？呼ばれなかった野党政治家は不公平というかもしれないが、私はこれも公平のうちと考える。公平とは偏りなくバランスを取ることであって、必ずしも人数や配分の平等を意味しない、と思うからだ。

累進税率を採用する（金持ちからより多く税金を取る）日本の所得税は、平等な制度ではない。しかし、これは「不公平な制度」というよりは、「税制を不平等にして社会全体の平等や公平を保とうとする制度」というべきだ。

放送局による政治家の扱いも同じである。たとえば、格差や貧困問題こそ日本の大問題と考える放送局が、事情に詳しいゲストを呼んで政治家と討論させれば、政権与党の政治家は一方的に攻撃されるかもしれない。しかし、それが社会全体の平等や公平を保とうとする方法の一つならば、「不公平」と切り捨てられるべきではない。

「羊羹をちょんちょんと切って、いちばん小さい子に、いちばんでっかい羊羹をやる。これが自由主義経済だ」といったのは、ほかならぬ田中角栄である。自由主義や民主主義を謳う放送局が、いちばん弱い者に手厚い放送を流すことが本当に悪いのか。自由主義や民主主義を謳う政党は、よく考えてものをいうべきである。

主張その3●「政治的公平」を単一番組内で判断するのは誤りである。(2014年11月30日 坂本 衛)

政治的な公平（政治的に平等な取り扱い）が、単一番組内で実現されていないことをもって、「放送局や番組が政治的に不公平である」（つまり放送法第二章第四条第二項「政治的に公平であること。」に違反している）と主張する者が少なからずいる。これはまったくの誤りである。

テレビ番組の多くは15分、30分、60分など切りよい時間を単位としている（戦後GHQがNHKに教えたクォーター制）。90～120分以上となれば「長時間番組」だ。民放番組はCMが入るから、使える時間はあまり長くない。

とりわけ日々さまざまな話題を取り上げるニュースや情報系番組は、政治や選挙の話題だけに長い時間を割くことが難しい場合が多い。また、性別・年齢・仕事・環境・考え方などが異なる多種多様な視聴者が一つの番組を見るテレビは、「わかりやすさ」を重視する。そのため話題や論点を絞るから、主要政党の関係者数名をスタジオに呼びそれぞれの主張を根掘り葉掘り聞く、といったスタイルを取りにくい。

こうした特性をもつテレビでは、たとえば選挙関連の政治番組で日によって景気・安全保障・原発とテーマを絞る、ある日は与党に聞き翌日は野党に聞くといった作り方が許容されて当然だ。街頭インタビューでも、大学生が多い街や大企業の城下町など、取材する場所によって与野党の支持率が変わって当然である。

だから、ある日のある番組は与党（または野党）の主張ばかり、ということがありうる。単一番組だけを見ると「この放送局は与党（または野党）寄り」と思えることがありうるのだ。それに政党がいちいち文句をつけるのは、番組に対する政治介入であって、放送局の自律を損ねるから許されない。

そもそも「総理と語る」は、政権与党のトップだけにインタビューする番組で、野党党首の言い分や反論は一切聞かず、放送もしない。だから何だというのか。日本では政治リーダーのトップが総理大臣なのだから、「総理と語る」という番組はあってよいのだ。ならば、別に「野党党首に聞く」という番組があってもよい。当たり前の話である。

ようするに、番組の政治的公平は、単一の番組だけでは判断できず、判断してはいけない。ある放送局（チャンネル）の政治に関する番組が、特定政党ばかり取り上げて政治的公平に問題がある、と判断できるのは、たとえば1か月、3か月、半年といった期間、チェックし続けた場合である。そうであれば、政治家は、証拠を突きつけ、正々堂々と放送局に抗議すればよい。

そんなチェックすらせず、まして単一番組内でのテーマの選定、出演者の人選などに「公平中立」（注：中立は公平と異なるジャーナリズムには無意味な概念で、公平も平等とイコールではない）を求めるなど、放送に対する「事前の政治介入」以外の何ものでもない。それは、放送局の自律を損ねる許しがたい暴挙であって、民主主義国における政権与党の振る舞いとして、許されるものではない。

なお、「政治的な公平」の問題は単一（シリーズ）番組だけで判断すべきではないとは、放送を所管する総務省（旧・郵政省）の公式見解である。そんなことすら知らない政治家の無知には呆れる。